

## フランクフルト国民議会の成立

—その選出過程を中心として—

広 実 源 太 郎

三月革命は、一面からいならば、ドイツ国家理念の闘争でもあった。革命を、シニタイン・ハルデンベルクとビスマルクの間に介在する邪魔ものとみるか、革命によって、ドイツの国家理念は何ら変化をうけなかったと主張するか、或は、革命そのものは失敗したにせよ、結果的には、まさに革命的な変化をもたらせたと説くかは別としてある時期までのドイツ歴史学界の三月革命の取扱いが、国家理念の連続、非連続の問題に集中していたことが、ある程度それを物語るといってもよいであろう<sup>①</sup>。

そのことは、もとより多角的に、各種の面から検討しなければならぬ。ただ最近の著しい傾向は、東独を中心にみられるような、革命をそれ自体としては未完成な革命とみなしながら、それは、あくまでも未完成であって、成果なき失敗の革命であったとはみず、むしろ、民主主義運動のはじまりとし、そのことに積極的な評価を与えていこうとす

るものである。いにかえるならば、民主主義・革命勢力はその未成熟さの故に、絶対主義・反革命勢力によって挫折を余儀なくされはしたが、一度火を点ぜられたのろしは消えることなく、現代まで流れている。反ナチス・レジスタンス運動や東独国家の成立は、その源を遡れば、革命や三月初期の民主主義運動の闘いに求められるとしているようである<sup>②</sup>。

この見解は三月革命の評価にとつては画期的である。確かに、そのような評価の上に立たなければ、十九・二十世紀のドイツ史には解決のつかない問題が出てくる。革命の罪悪視、偶発視、過小評価、換言すれば、革命を無視した連続史観をとめることは、現在、問題にならぬといつてよい。ただし、それだからといって、革命の直接的成果を過大評価することも避けなければならぬであろう。東独における学問的成果をとり入れるに急なあまり、革命そのものまでも民主主義の勝利のようにとらえることは、事実を誤っているばかりでなく、東独の成果をもまげて伝えるこ

とになるからである。ユンカー層を中心とする勢力は、ともあれ、反革命に成功したという、極めて当然の事実が再確認される必要がかくして生じてくるのである。

右の如き立場に立ちながら、フランクフルト国民議會在が成立する過程の選挙法を中心に、国家理念の連続性の問題を考察してみたい。

【註】

① その例として M. Lenz: Kleine Historische Schriften Bd. I に收められた論文「1848」を参照。

② このような見解は K. Obermann: Einheit und Freiheit の序文(ドイツ) Deutschland im Vormärz によつて Die unvollendete Revolution 1848 や同氏の Die Deutschen Arbeiter in der Revolution von 1848 の中に、容易に見出しうる。もっとも、このような見解は、戦後にいたってはじめてあらわれたものではない。革命研究史の上からいえば、出発点からすでに存在していたともいえるのであり、著名なものの一例として F. Mehring: Geschichte der deutschen Sozialdemokratie をあげることができよう。

二

「ドイツ諸邦議会の代表が、ドイツ連邦會議に加入して全ドイツに共通する法律と統一国家制度をつくりあげるために、確実な方法をつくりだすように適当な手段でもって努力する」との Bassermann の要請は——広くいって、ドイツの国家統一は——すべてのドイツ人の願ひであった

といつても過言ではない。しかし、どのような形で国家統一を果すかという段になれば、そこには市民階級の間にも種々の異論があつたこともまた、言うをまたないところであらう。例えば、「Struve は共和主義者の名において自由主義者の綱領に反対し、次の如く要求している。すなわち世襲的王権を廃止し、その後自由に選挙された議會を確立し、その議長には自由な意志で選挙された者をえらぶべきであり、アメリカ合衆国のような連邦憲法を統一しなければならぬ」との意見に示されるような共和主義的急進派もあれば、「ドイツは統一王朝の指導を要求している」との立場をとり、ただそれが立憲制度の上に運営されるべきとし、その為に議會の召集を急ぐ立憲王政的自由主義派もあつた。

いづれの立場であつても、統一が目標とされ、その為に議會が要求されている。Hansmann も「ドイツ連邦に加入している邦は、今直ちにフランクフルトに、その住民数に応じた代表を集め、ドイツ諸侯と共に、ドイツの自由と独立の為に必要な連邦規約の改正を決議しよう」にプロイセン王によびかけている。社会的激変に應じて、政治的改正を要求する声は、必ずしも革命とともに開始されたのではなく、一八四七年のプロイセンにおける憲法と人民の直接的代表機關の要求をはじめ、四七年十月、南ドイツの自由主義が中心になって催されたエッペンハイム大会はドイツ議會を要求し、関税同盟の政治的同盟への拡張を要請しているし、マンハイム、オフエンブルク、ヘッセンでも

同種の会合がもたれ、君主や貴族達の不安をのりこえ、一種の国民運動的拮がりをもせていたのである。この状勢をみたドイツ連邦議会は、ある程度の譲歩もまたやむなしとし、黒・赤・金の三色旗をドイツ統一国家を象徴するものとし、不評であった検閲制度を廃止するにいたった。

フランスに二月革命が起ったとの報は、ドイツに大きな刺激を与えた。右にのべた連邦議会の動きも、多分にこれによるものであったが、一般の自由主義者の活動も一段と活潑になった。「バーデンにおいて、また他のドイツ諸邦において、国家権力の弱体が明らかにされると、偉大な要求、すなわち、ドイツ議会の要求が、上からの処置としてではなくなされてきた」<sup>⑤</sup>のであり、革命に先立つ三月五日西南ドイツの自由主義者を中心として、有志五十一人がハイデルベルクに集会をもった。しかしここでも Gager, Hansmann, Mathy, Bassermann, Soiron, Welcker, Gervinus らの自由主義派と Hecker, Struve, Brentano, Peter, Itzstein らの急進派の対立がみられ、Hecker と Struve が代表して、ドイツ共和国の要求を提出している。けれども結局、両派の一致した見解として、ドイツ人民の意志を代表する、全ドイツからえらばれた国民議会を召集すべきであり、その為、まず予備議会をもつべきであるとされ、その旨が三月七日の新聞に発表され、その準備として七人委員会がおかれた。三月十二日、七人委員会は準備議会 Vorparlament を、現在の全ドイツ諸邦議会の議員を議員として、三月三十日からフランクフルトで開くこと

を決めた。<sup>⑥</sup>

この民間での活動によって、連邦議会は自己の指導力が失われるのをおそれ、三月十日、諸邦政府に対して、議会と協力し、憲法の作成に当る十七名の委員を任命するように要求し<sup>⑦</sup>、この委員会は四月二十七日には、早くも憲法案を提出している。この憲法案は民間側の活動と革命の勃発——ウィーンでは三月十三日に、ベルリンでは十八日にすでに生じている——という客観的事実におされ、保守主義の牙城ともいふべき連邦議会が主導権をにぎってつくったものとしては、かなり思いきった譲歩がなされているものといえるであろう。それは前文 Vorwort において「長い間の忠実な努力によって、祖国を救うべき特別の義務と春の日ざしを要求していた仕事の目的に到達した」とのべ、新しい国家形態を定めていく上に、多くの異論が出たが、重要な決定はすべて多数決によったといいながら、「ただ一点においては満場の一致をみた。それは数百年も分裂していたドイツを民族的に国家統一しなければならぬという点である。世界中のどの国よりも、四千万人以上の国民が一つになると強力である。古い偽瞞の効力は捨て去らねばならない。その墓を掘るべきである」として、世論との一致に努力したことを強調している。しかし一方では従順な古い慣習を新しい国家統一の要求に結びつけることも忘れてはいないのであって、出来あがった統一国家に、「純粹の祖国愛 Vaterlandfreud が少しもないようならば、達せられた目標は完全な荒唐と当惑の感情をドイツ人

の気持にのこすであらう」ともいっている。いわば領邦絶対主義的君主主義とブルジョア民主主義をどのように妥協させるかに十七人憲法の苦心が払われていた。

この故に、新国家は帝国 Reich と称しながらも、それ以前と同様に連邦国家制 Bundesstaat をとり(第一条)、各諸邦は独立して(第二条)、第三条に示された事項をのぞき主権をもっている。帝國議會は上院と下院から成る(第十二条)のであるが、第十二条によれば、上院の二百人の中、三十九の諸侯および自由都市は、君主、もしくはそれが任命した者を派遣することになっている。以上の点をもてきただけでも、たとえその中に、ブルジョア民主主義的諸自由を認めているとはいへ、この草案がドイツ連邦規約 Die Bundesakte des Deutschen Bundes vom 8. Juni 1815 と表現の言葉が異っているだけで、内容的にはほとんど近いものであることが判明するであろう。もっと遡っていくならば、十七人委員のとり方が、すでに連邦規約第四条の連想から出ているのである。

上院が、実はカモフラージュされた君主権の温存をはかったものであったとすれば、下院も間接的にそれに協力する形をとっていた。草案第十三条は、下院議員の任期を六年とし、二年毎に三分の二づつの議員の選出を行うことを定め、十万人に一人の割合で、もしそれに満たぬ邦がある場合には、少くとも五万人に一人の議員を出し、選挙は人民によって行われ、身分に関わりなしとしながらも、直接選挙か間接選挙かは各邦の自由としているのである。当時の

ドイツ諸邦の実状のもとにおいては、それは事実上、身分制社会を維持する可能性が強かったのであり、この憲法案も暗にそれを期待していたものと思われる。

一方、民間側の七人委員会は、革命勃発直後の三月三十日から四月三日にかけて準備議會をフランクフルトに召集した。七人委員会の期待にもかかわらず、数からいえば五一人を集め得たが、その大部分は一三一人のプロイセン代表と南ドイツ出身者であって、大量参加を期待していたオーストリアからは僅かに二名が派遣されたにとどまり、また知識人が大部分で、土地所有者、大ブルジョア、小市民の代表等に欠けるところがあつた。

準備議會では、はじめから自由派と急進派の対立がみられた。七人委員会がこの會議に提出した原案は、「人口七万人に一人の割合で、直接選挙によって選出された議員による一院制國民議會」であつたが、まず論争は、直接選挙か間接選挙かという点にしばられた。自由派の主張によれば國民はまだ選挙になれていないし、選挙技術の点からいっても、遠隔地の者は投票が困難で、妥当な結果をみることに難しいといった現実論が示され、急進派は間接法によって仲介者が介入すれば、それだけ國民の直接の意志がまげられ、直接選挙によって國民の政治教育が進められるという理論を説いた。

選挙を直接制で行うか、間接制で行うかの問題は第二義的である。それにもかかわらず、「一八四八年の準備議會では制限選挙か無制限選挙かの対立は、直接選挙か間接選

挙かの問題より重大でなかった。」<sup>⑩</sup> W. Mommsenによれば、普通・平等選挙権は、一八四八年以前には、ヨーロッパの何処にも存在しないものであり、もっとも急進的であった一七九二年のフランスのものも階級的区別がつけられていて、下男等は除外されていた。二月革命後、三月五日に、フランスで普通・平等・秘密・直接選挙権 *allgemeine, gleiche, geheime und direkte Wahlrecht* が導入されたにすぎない。それもナポレオン三世によって破棄された。一八四八年以前には、フランスでは普通選挙は一部の急進主義によって、イギリスではチャーチストによって要求されたが、それは最小限の力にとどまったとのべ、ドイツでもそれは輸入品であり、三月要求の中には少しも含まれていなかったとし、Gagernでさえも、ハイデルベルク集会では、選挙が身分制の上に行われるべきであると考えていたし、一般にそれを少しも不思議に思っていないかと断じている。<sup>⑪</sup>これに対して Schilfert は「全ドイツにとって重要な意味をもった民主的選挙権による最初の選挙すなわちドイツ国民議会とプロイセン国民議会との選挙の結果は主として大ブルジョア自由主義者の勝利に帰したけれども、国民大衆が普通平等選挙権の正当な行使を習得しつつあることも、この二つの選挙によって明らかにになった」と根本的に異なる見解を示し、準備議会で普通選挙権の問題があまり論議されなかった事実を認めながらも、「根本問題（普通選挙）については反対者がなかったので、第二義的な問題について論争がおこなわれた」といい、全く対

立的な意見である。

両者の意見を根本的に検討することを、今は避けたい。しかし Mommsen のいうような、普通選挙法の要求をほとんど無視し、身分制選挙が一般的空気であったとするとも、Schilfert の如く、普通選挙権が当時、すでに当然とみられ、自由派は急進派に対する戦術として、「何もいわないのが賢明」であると考えたすることも修正を要すると思われる。事實は、多くの人達にとって、普通選挙と直接選挙の区別がつかず、それらと国民主権や君主主権との関係も不明確であったのではなからうか。であるから、直接選挙を主張した民主派の主張の中に、実質的には選挙を非難しているのが多いのである。<sup>⑫</sup>第二に、身分による区別なる言葉が自由派によって使われている時でも、それは内容的に、所有者と非所有者という階級的区別を意味するものが大部分である。自由派は財産を所有するものはそれだけ国家に対する関心が深いから、租税選挙 *Zensuswahlrecht* は当然であると考えたし、農民や労働者は、なお自己の声をもち、土地所有者やギルドの親方の意向が反映し、反動化することをおそれた。<sup>⑬</sup>中産階級の支配を確実にするために、あらゆる人間を平等にすることは避けねばならない。右のような主張をなす時に、身分別の選挙といている。要するに当時、民主主義を要求する声は高まっていた。また、共和制を実現させようとする願望も根強かった。しかしそれらを具体的に建設していくには何からはじめるべきかの点になれば、十分な意識の整理がなされ

ていなかっただとみるべきであらう。ここにわれわれは、ドイツ市民意識の未成熟の一端を発見せよめをえず、このことが、やがて反革命をまねき、古い国家理念が復活される基礎になつていくのである。

〔註〕

- ① K. Obermann; *Einheit und Freiheit*, s. 226.
- ② Potjomkin u. Molok; *Die Revolution in Deutschland 1848—49*, Bd. I, s. 146—47.
- ③ Obermann; *op. cit.* s. 227.
- ④ Obermann; *op. cit.* s. 230.
- ⑤ H. Derwein; *Heidelberg im Vormärz und in der Revolution 1848—49*, s. 69.
- ⑥ この集會は西南ドイツの自由主義者のみの會合のやうにわれづゝるが、實際には三人のプロイセン、一人のオーストリア出身者を合めづゝる。
- ⑦ 以上、ハイマルスベルグ集會に関する事實は Derwein の著書によつた。
- ⑧ 十七名の委員とは、はじめ十七地区から一名づつゝの代表を集める予定であつたところから名づけられたのであるが、實際には、バイエルンから参加せず、オーストリア、ザクセンからは二名の代表が加わつたので、十六地区からの十八名委員会になつてゝる。
- ⑨ T. Hohfeld; *Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte von 1848 bis Gegenwart*, Bd. I, s. 24ff.
- ⑩ このこり一六一名は、オーストリア、プロイセン各二四、バイ

エルン十二、ザクセン、ハンノーヴァー、バーデン各八、クールハッセン、ハッセン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、メクレンブルク各六、ルクセンブルク、ブラウシュヴァイグ、ナッサウ、ザクセン・ワイマル、オルデンブルク各四、ザクセン・コーブルク、ザクセン・マイニンゲン、ザクセン・ブルテンブルク各二、他の十九より各一名の割当てになつてゝる。

⑪ 例えは R. Blum が「選挙が多くの段階をへておこなわれると、国民の意志はそれだけ一そう代表されるものが少なくなることだ、現存の身分制議會の議員が証明した」としてゝる。

⑫ W. Gagel; *Die Wahlrechtfrage in der Geschichte der deutschen liberalen Partei 1848—1918*, s. 7.

⑬ W. Mommsen; *Größe und Versagen des deutschen Bürgertums*, s. 146ff.

⑭ G. Schlichter; *Sieg und Niederlage des demokratischen Wahlrechts in der deutschen Revolution 1848—49*, 上巻、伊東訳、マイン三月革命の研究、三九七頁。

⑮ 同訳書、一一五頁。

⑯ Gagel; *op. cit.* s. 10.

⑰ Gagel; *op. cit.* s. 12.

三

七人委員会が準備議會に提出した原案は六カ条から成るものであつたが、準備議會をフランス革命時の国民公会に当らしめたいとの希望がもられ、従つて、当時としてはか

なり大胆な改革も考えていた。それはこの議会の出発が、連邦議会をはじめとする上からの手をはなれた民間の活動者有志によってなされたことに負うところが大きかったと思われ、十七人憲法草案と異った社会的基礎の上に立っていることを示している。

例えば、第三条において、「人民の一院制」*Ein Haus des Volkes* をうちだしているが如きは、それに当る。議会運営において、一院制か二院制については、もとより検討を要するのであるが、当時の進歩的知識人の間では、封建的支配階級の希望とは反対に、一院制の方が人民の意志を直接に反映させることができ、それだけにすぐれたものだと思われていた。一步譲って、二院制をとる場合でも下院に重点的権力をもたすべきで、上院はいわば、それがかざりものにはすぎないとされた。プレスラウ大学教授 G. Kries の著したパンフレット「一院制か二院制か？」*Eine oder Zwei Kammern?* の中には、第二院に対してのみすべての住民が選挙権と被選挙権をもつようにすべしとべられており、通常それは、第一院を有産者のみの議会とするための、大ブルジョアの発言とされている。勿論そのような傾向がないわけではなかったが、逆に、第二院のみが全住民のものであることによって、その権限が強化されるとも考えられていた。大別するならば、急進派は一院制を自由派は下院に重点をおいた二院制を主張していた。

この点からいえば、七人委員会の提出した原案は、十七人憲法草案に比べて、少くとも急進派の意向が強くおりこ

まれ、それだけに人民主権への準備がなされていたと一応はいえそうである。しかしそれはあくまでも形式的なものであった。原案は第二条において、各邦の代表 *Ein Senat der Einzelstaaten* を議会に入れることをも忘れてはいない。つまり、主権者の直接の意志をうけたものをも含めた一院制である。先にもべたように、自由派はどちらかといえば二院制に賛成であったが、その際には上院は租税による一種の制限選挙によって選ばれた者によって構成されることを望んでいた。原案は一院制をとることによって、急進派に接近したかのような形態を示しつつも、その内容は二院制を一院制に縮めたものよりもさらに後退し、選挙を経ないで、無条件的に諸侯の代表が入ってくることにになり従って、基本的には、君主主義の原理の上に成立しているものといつてよいのであった。

くりかえしているが、準備議会においても自由派と急進派の対立があり、急進主義者はこの機会をとらえて、ドイツ国家の徹底的改革をはかろうとした。この目的にそって急進派は、全国民の意志を忠実に反映した国民議会が正式に召集され、そこで今後のドイツ国家理念が確定するまでさしずめ連邦議会の活動を停止すべきであると主張し、それによって生ずる政治的空白は、行政委員会を創設してうめようと提唱した。言葉をかえていうならば、領邦絶対主義的君主主義を原理的に反省し、新しい国家は新しい原理のもとで生まれるべきとしたのである。現実的にも、ウィーン会議の保守主義と正統主義を原則として誕生した連邦

議会は、革命の進行とともに、その存在価値を失いつつあった。

しかし急進派は、準備議会においても少数派でしかなかった。右のような急進派の意見は自由派の意見におし切られ、準備議会が四月三日にいたって決定したことは、諸邦が準備議会で決定したことを如何に行うかを看視し、近き将来に国民議会の議員をえらぶ選挙を行う準備をするために、いわゆる五十人委員会の設置をきめ、五十人委員会は国民議会議員を五万人に対して一人の割合で選出することとした。これは七人委員会原案の七万人に一人、十七名憲法草案の、原則的には十万人に一人の割合と比較した場合多くの代表者を出すことであり、それだけに国民の声を素直にうけいれるかのように受とれる。しかしその反面、連邦議会での権威は当分の間、そのまま認められることになり、準備議会の決定を示された連邦議会は、数の修正をむと同時に、将来開かれる国民議会に王の代理者を派遣することの確約を迫ってきた。準備議会は連邦会議に足もとをみられ、量と質との取引を迫られたというべきであり、連邦議会はこれによって、国民議会の中に連邦議会を延長してもち込むものであった。

急進派の主張はこのようにして、次第に退けられていったが、それを退けたのは反革命勢力ではなくして自由主義者である。自由派は急進派を退けるために、一步一步とドイツ連邦の旧秩序を支えていた原理に近づいていった。自由派のなした妥協策は、既存の権力としてのドイツ国家組

織、いかえれば、分邦主義の上に立つ各連邦諸政府、およびその合法的な連合体である連邦議会と三月革命によって生れつつあった市民的な力、——しかしそれはまだ合法的には何の基礎も手段をもたないものであるが——を併存させたのであるが、これはある意味では、自由派が封建勢力と妥協し、その国家理念を使用したともいえる。通常、三月革命は封建勢力と市民勢力の対立としての市民革命と解され、それが失敗したのは大市民が革命の進行をおそれ、途中で封建階級と妥協したことに求められ、その時期は四八年末の反革命とされている。けれども三月革命の初期において、すでに自由派は急進派をすてさり、むしろ旧秩序に接近しているのであり、ドイツ統一の問題としても、大ドイツ主義と小ドイツ主義の対立以前に、君主主権と人民主権、立憲君主制と共和制の対立がみられ、しかも路線の大勢はすでに定まっていたとさえいえるのである。

準備議会は解散に当り、四月三日、「準備議会の決議」Beschlüsse des Vorparlamentsを決めた。その「ドイツ憲法集会への代議員の選挙様式」Wahlart der Abgeordneten zur deutschen konstituierenden Versammlungにおいて、選挙を宗教や身分等によって制限してはならないとしながら、その他の実施方法はすべて各邦にゆだねってしまった。この点においても、連邦議会議案ともいべき十七人委員会草案と同一の方法をとったのである。

〔註〕

① P. Wentzke: Die erste deutsche Nationalversammlung



und ihr Wrek, s. 4. 以上の原案は同書に於て。

② Gagej: op, cit. s. 24.

③ 上杉、伊東訳、ドイツ三月革命の研究、六〇頁。

④ Wentzke: op, cit. s. XXV IIIff.

⑤ そのような見解は、例えば、松田智雄、「近代の史的構造論」の中に容易に見えられようであらう。

#### 四

若干の制限をうけながらも、選挙実施を委任された各邦では、事実上、支配層の思うままにし、準備議会の趣旨はほとんど骨抜きにされてしまう。「このような選挙法は個々のドイツの地方で全く違ったものになってしまった。大部分は古い選挙人によって、準備議会の決議とは異った形式で、フランクフルトへの候補者が立ち、かつ、えらばれた。一地方では代議士の直接選挙を、また他の一地方では間接に、さらには選挙人をよび出して、またある地方では納税額によって選挙権が行使されたし、それが一般的なのであるが、他の地方では自立的でない職業従事者、すなわち下男や日傭等を除外して行われた」といわれている。

地方史研究がある程度進んできた現在、フランケン、アルゴイ、ラインラント、オーストリア、ベーメン等のいくつかの地方について、この選挙がどのように行われたかを明らかにすることは、われわれの手をもってしても不可能ではないが、ここでは、フランクフルトに最大の議員を送ったプロイセンの場合を素描するにとどめたい。プロイセ

ンの Friedrich Wilhelm IV は「神と地上の王の間に、文字をかいた紙をさしはさむ」ことを拒否し、家父長制国家を理想としていたが、王に忠誠な官僚も王の意志に忠実に従っていき、準備議会の決定にはなはだ冷淡であった。この結果、なるべく現状を維持するような手段が現われてくる。古い統計を故意に用い、それを選挙台帳にしているし、郡長たちが勝手に、多くの市町村を一選挙区にまとめたり、小さな選挙区をつくり出している。官庁は公報の中で特定の候補者を賞讃し、反対に、特別の好ましくないものには、選挙場からの退去を命じている。当時の一新聞にアルトマルクからの報告として掲載された記事はこれを物語っている。「国民が選挙権を行使することによって闘いとった国民の資格の最重要な権利をまざりに行使しようとしている現在の瞬間において、選挙法という気高い贈り物が不当な扱いによって国民に不利なように損われることほど、嘆しいことはほかにないのである。」大土地所有者も彼らの利益が直接に代表されるように働きかけ、農民に強制的に選挙の勧告をおこなっている例が少くない。

このようにして選出されてきたフランクフルト国民議会には当然、ある種の結果が、その当初から予想できるのである。Shik の言葉をかりていうならば、「そこにはドイツ的信仰とドイツへの希望が代議士達の胸をうづめはしていた。しかし将来は灰色に充ちていた」というべきであらう。

選挙の結果、フランクフルト国民議会の定員は八三一名

であったが、ベーメン等をはじめから参加を拒否していたりして、実際の出席者は四百―四百五十人位であったが、邦別にみれば、オーストリア約百二十、プロイセン二百、バイエルン七十、ヴェルテンベルク三十、ハンノーヴァー二五、ザクセン二五、バーデン二十位である。これを社会的、職業的に区別すれば、大土地所有者三八（貴族二五、市民一三）、大市民二〇（商人一三、工場主七）、知識人四二九（官吏系二九〇、自由職業系一三九）、小市民四二、農、商、手工業者二〇、軍人一一、無職二三となっており、高級官吏（七三）や大学教授（四九）の多いのに比べ、ユンカー王国プロイセンからの大量進出がみられるにもかかわらず、大農業経営者が少ない。これは、フランクフルト国民議会とプロイセン国民議会の選挙日が重なり、知識人はドイツ統一の問題を論ずるにはフランクフルトの方が適当と考えてこれに集中し、ユンカー達は勢力を二分したこと、さらに根本的には、ユンカー層の没落とブルジョア層の上昇という、ドイツ社会・経済の変革があったと考えられる。両議会の選挙日が重なったことは、Schiffertによれば、民主派にも不利であった。大ブルジョア知識人が、ベルリン議会の犠牲にしてフランクフルトに集中したのに反し、一般民衆にとってはフランクフルトは余りにも遠隔地であり、出費がかさむ。また民衆の直接的苦悩を解決してくれるのは、身近なプロイセン議会であると考えた。確に、フランクフルト議会には全体の一〇・八%しか占めない小市民の代表が、プロイセン議会では三三%を占めているところか

らみても、上のSchiffert理論は当たっていると思われる。しかし、彼の論の進め方の背景には、知識層を無条件的に大ブルジョアの立場に立つものとの前提がある。Stadelmannもフランクフルト議会の四分の三が知識人によって占められたことを認めながらもそれをakademische Mittelstandと表現し、知識人を必ずしも大ブルジョアの立場とはせず中産階級的とみなし、「われわれが職業関係に注意を払うならば、フランクフルト・パウロ教会の議会は教授議会というよりも法律家議会、もしくは官吏議会であった」というのである。

この点、Schiffertの見解には批判を要するものがあると思われる。しかしたとえStadelmannに従って、知識人を中産階級的であったとし、法律家、官吏の立場を含めて、フランクフルト議会が中産階級議会であったとしても、問題は、中産階級が革命のはじめから、反革命的ではなかったけれども、革命の激化を希わず、小市民的共和主義よりも、大ブルジョアの立場の方に近かく、革命の力関係、進行の上に微妙な立脚点をもっていたことではなからうか。

フランクフルト議会は、「革命と反革命」の中で、ブルジョア革命の中でブルジョアの使命を忘れたものとされ、Valentinの評価も無能議会で徒らに空理空論にながれたとし、Strikもまた、議員の強い個性のみが発揮され、ドイツの社会的構造に忠実でなく、現実の上に立った理念の力ももたなかったといつて、悪評の高いものである。

フランクフルト議会の為したことを、結果からみれば、  
確に右のような判断が誤りであるとは思えない。しかしフ  
ランクフルトに議員が送られてくるまでの過程をみるなら  
ば、議会の結果はむしろ当然であったといわねばならな  
い。革命勢力は革命の途中から敗れたのではない。個々の  
三月所得はあげたにしても、基本的には、革命の当初か  
ら、旧秩序を維持しようとする力に、一步一步おし負けて  
ドイツ連邦国家を支配していた理念に道をゆずっていたの  
である。

【註】

- ① R. Stadelmann; Soziale und politische Geschichte  
der Revolution von 1848, s. 116,
- ② ドイツ三月革命の研究 一二九—三二頁。
- ③ H. R. Srbik; Deutsche Einheit, Bd. I (3. auflage) s. 335.
- ④ これらの教は Schilfert の著書の巻末統計によった。
- ⑤ ドイツ三月革命の研究 一三五—三六頁。
- ⑥ Stadelmann; op. cit. s. 118.